

産業動物獣医療提供体制の整備に向けて

- ①食の安全確保における産業動物医療の果たす役割、
- ②産業動物診療獣医師の確保対策
(家畜共済事業の整備・充実を含む。)

平成 25 年 6 月

公益社団法人 日本獣医師会

目 次

1 はじめに	1
2 食の安全確保における産業動物医療の果たす役割	2
(1) 産業動物診療獣医師の飼養衛生管理改善に対する取り組み	2
ア 酪農・肉牛分野	2
(ア) 飼養衛生管理改善の取り組みの現状	2
(イ) 飼養衛生管理改善への取り組みの課題	3
(ウ) 飼養衛生管理改善の取り組みのあり方	3
イ 養豚分野	5
(ア) 飼養衛生管理改善の取り組みの現状	5
(イ) 飼養衛生管理改善への取り組みの課題	6
(ウ) 飼養衛生管理改善の取り組みのあり方	7
ウ 養鶏分野	7
(ア) 飼養衛生管理改善の取り組みの現状	7
(イ) 飼養衛生管理改善への取り組みの課題	8
(ウ) 飼養衛生管理改善の取り組みのあり方	8
(2) 産業動物診療獣医師による動物用医薬品の適正使用、流通に対する 取り組み	9
ア 要指示医薬品の使用と流通の現状	9
イ 動物用医薬品指示書の発行等に関する課題	10

ウ	動物用医薬品指示書の適正発行に基づく要指示医薬品の使用と流通のあり方	10
3	産業動物診療獣医師の確保対策（家畜共済事業の整備・充実を含む。）	11
（1）	産業動物診療獣医師の育成に対する取り組み	11
ア	産業動物診療獣医師育成の取り組みの現状	11
（ア）	国の取り組み	11
（イ）	自治体の取り組み	12
（ウ）	獣医学系大学による取り組み	13
（エ）	関係団体等による取り組み	15
（オ）	その他	17
イ	獣医学系大学における参加型臨床実習の課題と対応	17
（ア）	産業動物分野における参加型臨床実習実施体制整備への課題と対応	18
4	おわりに	22
5	別紙：動物用医薬品指示書に関する全国アンケート調査結果	23
6	参考資料：養豚管理獣医師を取り巻く現状	25

産業動物獣医療提供体制の整備に向けて

- ①食の安全確保における産業動物医療の果たす役割、
- ②産業動物診療獣医師の確保対策
(家畜共済事業の整備・充実を含む。)

1 はじめに

近年、産業動物診療獣医師は、従来からの個体診療に加え、畜産業の規模拡大の進展から農場単位での群管理衛生技術の提供や診療技術の高度化への対応をはじめ、動物医薬品の適正な流通への取り組み、HACCPの導入・普及等、幅広くかつ高度な獣医療サービスの提供による畜産物の安全確保に対する役割が重要視されてきている。

このように社会的責任や期待が高まる中で、地域の畜産業を支える産業動物医療の現場では、依然として産業動物診療獣医師の数が十分充足しているとは言い難い地域もある。

さらに、都道府県等においては、口蹄疫等の家畜伝染病（越境性動物疾病）の侵入リスクの増大や人獣共通感染症対策、食品の安全性確保対策など、その適切かつ迅速な対応を求める社会的ニーズが高まっている中で、家畜衛生や公衆衛生行政を担う公務員獣医師の確保に苦労している自治体もある。

こうした現状の改善には、産業動物診療獣医師や公務員獣医師の社会的地位の向上やその業務環境や勤務条件等の処遇改善を図ることが基本となるが、長期的には産業動物診療獣医師や公務員獣医師を育成する獣医学系大学における獣医学教育の内容や教育体制を改革し、欧米各国に比べ不十分と指摘されている臨床獣医学や応用獣医学等の実践的な獣医学教育の充実を図ることが課題となっている。

このような産業動物医療を取り巻く状況を踏まえ、今期、当委員会では、①食の安全確保における産業動物医療の果たす役割、②産業動物診療獣医師の確保対策（家畜共済事業の整備・充実を含む。）について検討したので、その概要を報告する。

なお、①に関連し、養豚管理獣医師を取り巻く現状について広く周知するため、巻末に詳細資料を添付しているので参考とされたい。

2 食の安全確保における産業動物医療の果たす役割

近年大規模化が進んでいる畜産農場の果たすべき社会的責任が、大幅に拡大してきており、畜産物を安定的に供給し、さらに安全性を確保することは、国民の食の安心へとつながっている。

それに関連して、産業動物医療は、個体診療を礎としハードヘルスマネージメントやプロダクションメディスンという群管理技術を駆使して農場の生産性や収益性を支えてきた。しかしながら、BSE、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）などが次々に発生し、さらに産地偽装事件などが加わり「食の安全と安定的供給」という社会の要請が現在さらに強まっている。この要請に対し、農林水産省は生産農場へ HACCP 導入を推進し、生産物認証システムの確立のために獣医師をはじめとする専門家の育成に努めており、さらに、家畜伝染病予防法の改正に伴い、「飼養衛生管理基準」が改められ、生産者の果たすべき責任が明確にされた。

このような中で、農場経営者は今まで以上に多くの専門的知識を必要としており、「Farm to Table」を実現するためには、産業動物医療を含め、統括した技術支援が不可欠となった。また、食の安全・安心への関心から、農場経営者だけでなく、消費者からも多くの期待が産業動物医療へ寄せられている。しかし、従来の産業動物診療獣医師、家畜保健衛生所の獣医師、さらに農場コンサルタントを担当する獣医師などが、各々の立場から個別に行う技術支援では、まったく効率的ではない。それぞれの専門的分野の連携と統合の基で、「食の安全と安定的供給」を始めとする農場全体の目的を達成することが求められており、そのためには、広い視野の下で、専門的知識を駆使し、産業動物医療の要として農場全般を管理する獣医師、すなわち「管理獣医師」の存在が重要になっている。

(1) 産業動物診療獣医師の飼養衛生管理改善に対する取り組み

ア 酪農・肉牛分野

(ア) 飼養衛生管理改善の取り組みの現状

酪農、肉牛分野の臨床現場においても、他の畜種と同様に、飼養衛生管理への取り組みは、求められる産業動物医療そのものであると言える。この分野の産業動物診療獣医師の責務は、依頼された疾病治療に終始するだけでなく、感染症に対する防疫や、疾病感染を誘発する不栄養状態を解消する給与飼料改善、給餌方法や畜舎環境の点検、酪農における搾乳環境(搾乳方法、搾乳機器)の点検等にまで至るものである。従来、これらのこと

は、畜産業の生産効率向上という目的から行われていたが、近年は、安全な畜産物提供の観点から、さらに充実した取り組みが進められている。

ただし、このような取り組みは、民間開業獣医師や農業共済団体獣医師などが、従来の業務活動の延長線上で実施しているのが現状であり、その多くが対価の伴わない無償のもので、指導等の内容も不完全なものが少なくない。酪農・肉牛分野での専門的な農場管理獣医師の存在はごく少数であり、利用する農場数も限定されているのが現状である。

(イ) 飼養衛生管理改善への取り組みの課題

BSE、口蹄疫、HPAI の発生以来、国や地方自治体が飼養衛生管理基準や衛生管理ガイドライン設定によって、その取り組みの重要性を認識したところであるが、その実行については、各農業者の自助努力に任されているのが現状である。比較的小規模な農場に対して、臨床獣医師が継続的に管理指導することが現実的な取り組み方法と考えられるが、その処遇や対価は全く整備されていない。このように農場現場における飼養衛生管理の取り組みの体制が確立していないことが課題といえる。

畜産農場の飼養衛生管理改善に取り組むことは、安定した安全な畜産物供給のためだけでなく、わが国の食糧自給という見地からも、さらなる重要家畜伝染病防疫の推進等、より踏み込んだ方策が望まれるところである。

なお、近年の取り組み事例として、平成 19 年に設立された農場管理獣医師協会では、実践的な視点による飼養衛生管理基準、農場 HACCP への取り組みのあり方を示し、農場と獣医師が連携して、動物用医薬品の適正使用や給与飼料の安全性の確保に努めており、個体の正確な飼養管理情報の蓄積とともに、流通業者への品質管理の徹底と厳正な食品表示を求めることにより、生産、流通段階における食の安全を管理する食肉生産情報認証システムを通じて、消費者に安心・安全を提供している。

(ウ) 飼養衛生管理改善の取り組みのあり方

今後の取り組みのあり方として、次の点を提言する。

a 農場の飼養衛生管理を強化する仕組みの整備

臨床獣医師が定期的かつ継続的に農場の飼養衛生管理の強化に当たることを公に認知する必要がある。即ち、この管理獣医師の業務に対応する価値を決定すべきである。各地の家畜保健衛生所などの行政機関が定期点検を進めつつあるが、公的な支援のもとで民間開業獣医師（農業

共済団体獣医師を含む)が診療業務と並行しながら、管理強化の協力等の具体的行動(定められたガイドラインに沿って定期巡回を行う)を実施することが望ましいと考える。農場に対する損害防止活動に対する国庫補助として、家畜共済事業における「特定損害防止事業」が行われてきたが、この事業と同様の位置付けで検討することが望まれる。

また、現在、農場 HACCP の推進が図られているが、農場の飼養衛生管理への取り組みの観点から、臨床獣医師を中心に、農場指導員や農場審査員を増やすこと、農場への参加の呼びかけをさらに進めることも必要である。

b 農場の飼養衛生管理の重要性の PR

全国の畜産農場に対して、飼養衛生管理強化を推進することが生産性向上につながるだけでなく、生産物に付加価値が付いて、消費動向が有利に動くことを PR する。これには関係団体が協力して、「飼養衛生管理推進指定農場」や「指定生産物」といったブランド形成と、さらに全国の消費者層への「優先ブランド産品」の PR が組み合わせられるべきである。

なお、上述した農場管理獣医師協会では、獣医師が確認した、農場の個体ごとの飼養管理(家畜の移動、使用薬品、飼料等)の情報を現場からインターネット等を通じて web サーバーで記録・蓄積しており、個体を出荷する際、協会の飼育管理マニュアルの遵守、出荷前の健康状態、薬品の使用状況等から設定された 5 段階のレベルを基に総合的に判断した認定書(「FMVA 健康管理証明書」、「FMVA 認証牛」)を発行し、小売店、飲食店での表示により消費者への PR に努めている。現在、地元関係行政、流通・消費者団体とも連携、情報交換に努め、協会認定による 2 つのブランド産品の確立に取り組んでいる。

c 獣医学教育における飼養衛生管理に関する教育内容の充実

現在、文部科学省において、全国の獣医学科を有する大学の協力によって、教育内容の充実、強化に取り組み中であるが、この中に、①家畜衛生分野の飼養管理環境の定期点検、②家畜栄養学の給与飼料点検、③畜産学(農場で実際に取り組まれている基本的な飼養管理等を内容とする)を特に充実させることが望まれる。

イ 養豚分野（詳細は参考資料参照）

（ア）飼養衛生管理改善の取り組みの現状

a 養豚獣医療に携わる獣医師と獣医療の現状

養豚農場における飼養衛生管理に関わる獣医師は種々のパターンがある。養豚に携わる獣医師は農場の形態や経営者の考え方によって異なっており、1農場を1人の獣医師が担っている農場や地域の産業動物診療獣医師と広範囲な地域を診ているコンサルタント獣医師などの複数の獣医師が関わっている農場もある。一方、地域によっては農業共済団体獣医師が深く関わっている場合もある。また、衛生管理指導や疾病診断を民間企業の獣医師に頼っている農場もある。大規模養豚場では農場が家畜診療所を開設して獣医師を雇用していたり、農場主自身が獣医師で獣医療を担っている農場もある。さらに養豚農場数が少ない地域や養豚獣医療に関わる獣医師が少ない地域では、家畜保健衛生所など公務員獣医師が直接農場の衛生管理指導を担っている場合もある。

これらの獣医師を農場が選択して獣医療が担われていることになる。なお、複数の獣医師が関わっている農場では、情報も多く入手できる利点も見られるが、逆に現場担当者は指導項目のばらつきに戸惑っているところも見られる。

b 養豚分野における養豚管理獣医師の問題点

飼養衛生管理基準の改正により、大規模農場には管理獣医師をおくことが義務付けられたが、3,000頭以下の農場には管理獣医師の配置は義務付けられておらず、管理獣医師が関わっていない農場が多く存在している。それらの農場は飼養衛生管理改善への指導などの取り組みに関わっている獣医師は存在していない場合が多いのが現状である。

c 養豚管理獣医師の収入

特定疾病の予防接種事業が行われていた時期はその技術料が管理獣医師の大部分の収入となり、契約料収入がなくても生業とできていたが、現在は清浄地域が増大することで、予防接種技術料収入が皆無となった獣医師も少なくない。

養豚を専門とする獣医師は農場契約を農場の規模別や仕事内容別、巡回回数別などにより締結し、それを主な収入としている。しかし、これも養豚農場の経営状況に大きく左右され、その内情は獣医師によってかなり差があるのが現実である。

(イ) 飼養衛生管理改善への取り組みの課題

a 養豚管理獣医師の現状の課題

養豚管理獣医師の農場に対する関わり方に問題点が多く存在している。まず、養豚農場では薬剤流通のために獣医師を必要としており、実際にその要求に応じている獣医師が多く存在している。それらの多くの農場では、要指示薬を含めて薬剤の種類や数量は農場の判断や選択が優先されている。

一方、衛生管理において農場での病性鑑定や疾病診断は重要だが、これを民間企業などが営利を最優先にした単なる営業戦略として担っているケースが多くみられ、養豚獣医療の健全な遂行を妨げ、薬剤流通と同様に大きな問題点だと考えられる。

b 養豚管理獣医師の農場訪問状況

現状の養豚管理獣医師が養豚農場に巡回訪問する際の状況（日本豚病臨床研究会のアンケート結果）は、定期訪問の回数は月に1回で、1日の農場訪問数は1～2農場が多かった。

また農場訪問に際して、オーエスキー病や豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）などの伝播力の強い伝染病の汚染農場訪問後にダウンタイムを設定したり、複数農場を巡回する場合等の着替えやシャワー浴の実施、農場訪問時の診療車両の駐車場所を衛生管理区域外にする等対応しているが、これらの管理獣医師の衛生意識や行動については、今後より高度で厳密なものが求められてくるものと考えられる。他方で、ダウンタイムなどは科学的なデータよりも感覚的なものさしで求められている傾向があり、それによって管理獣医師の行動が制限されている。

c 養豚管理獣医師が留意すべき点

養豚管理獣医師が養豚農場に対して農場衛生管理などの指導を行う場合の留意すべき点として、①高い衛生意識、社会的意識の保持、②自己の利益等を排した獣医療の提供、③科学的な知識、技術に基づく適切な指導、④研修参加等による食品の安全に関わる国際基準などの知識の修得、⑤農場の利益不利益に左右されない、養豚産業の地域獣医療を担う獣医師としての認識に基づく対応、⑥人獣共通感染症に対する知識、意識、対処法の修得等が挙げられる。

(ウ) 飼養衛生管理改善の取り組みのあり方

a 養豚獣医師のあり方

養豚管理獣医師は消費者に安心・安全を提供する視点から、コンプライアンスを遵守し、養豚生産者、消費者、豚や農場や地域の環境及び地域社会と共存し、獣医師会や行政及び関係機関と連携して養豚農場で活動していかなければならない。

今後の養豚管理獣医師に求められるものは、①現場での診断技術や飼養衛生管理技術、農場への指導力の向上、②農場及び地域のバイオセキュリティの改善、強化と他畜種との連携の確保、③農場定期訪問システムの制度の取り組みの推進、④健全な動物用医薬品流通への貢献、⑤農場 HACCP の指導、認証への参画、⑥抗菌剤の使用削減による安全な畜産物の供給、⑦養豚管理獣医師を目指す獣医師の育成等が挙げられる。

ウ 養鶏分野

臨床獣医師が畜産現場に参画する意義には、畜産物という視点から「家畜の健康管理を担うこと」で生産量の維持に努め、人との関わりという面において「家畜の疾病が人の健康を害さないように生産現場に情報と技術を提供すること」と言われている。突然の生産量低下は農場経営に大きく影響を来し、安定的な経営計画を立てる障害になるため、正確な判断を下さねばならない。また、人との関わりでは、食品の安心・安全といった衛生管理によって食中毒及び医薬品の残留などを防ぐこと、そして人畜共通疾病の発生を防ぐことなどが挙げられる。これらの項目が養鶏現場で活躍する臨床獣医師にも動物衛生と公衆衛生の分野、双方への配慮を求められている。

養鶏における近年の最重要課題としては、HPAI の対応と食中毒対策などが挙げられる。

(ア) 飼養衛生管理改善の取り組みの現状

「食品としての鶏卵・鶏肉の安全性の確保」は、サルモネラやカンピロバクターなどの食中毒菌への対策に重点を置くことが多い。実際には、“飼育現場に食中毒菌が侵入し、さらに増殖すること”を防止する方法を導入する。その定着を目的にした「HACCP システムの構築」が進められ、農場における衛生管理の「質の向上」が期待されている。

平成 23 年 10 月に改定された飼養衛生管理基準の「大規模農場における追加処置」では、「鶏及びうずらにあっては 10 万羽以上、あひる、きじ、

だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては1万羽以上の飼育者は、農場ごとに管理獣医師を置くこと」となった。この時期に合わせるように、農場が管理獣医師に「農場管理獣医師として契約状況にある」といった内容の証明書発行を依頼し、流通業者に提示している。消費者や流通業界は、“食品としての鶏卵肉を衛生面で積極的に取り組んでいるか”を強く意識するようになってきており、それに生産者が応えられるかが問われるようになった。

また、平成24年の夏季には、熱射病で斃死数が増加した農場において、鶏卵販売業者から「死亡原因について管理獣医師または家畜保健衛生所から発行された診断書を提出するように」と要求をされたところもあり、管理獣医師に新たな業務が増え、環境に変化が見られるのが現状である。

(イ) 飼養衛生管理改善への取り組みの課題

養鶏場における HACCP の取り組み例としては、HA（危害要因の分析）をサルモネラ菌と規定して、各農場での発生している CCP（重要（必須）管理点）を特定して改善に取り組み、その結果をモニタリングする。この作業には、各農場の状況を熟知している管理獣医師が行うことが望ましいが、養鶏業界では管理獣医師の絶対数が非常に少ないのが現状である。

さらに、生産農場がワクチンなど医薬品の購入をする際には、当該農場の管理獣医師が発行する「動物用医薬品指示書」が必要になるわけだが、多くの農場では「動物用医薬品指示書」が不適切に発行される等の問題点が浮き彫りになっている。このような状況が、獣医師の産業動物臨床現場へ参画する糸口を塞ぎ、新規に「管理獣医師」として活躍するための弊害となっている。

また、臨床現場を多く経験できない環境下では、どうしても診療事例が少なくなる。例えば、HPAI の臨床症状は口蹄疫のような特定の病変に乏しく、死亡数を判定の基準にした「同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。」と定義されているが、こういった表現も、現場を想定すると、“日々発生する死亡数の率”だけで判断するのは難しい。

(ウ) 飼養衛生管理改善の取り組みのあり方

臨床現場において、検査は“数値”を示した科学的な診断を心掛け、斃死鶏が発生した場合には、早期の原因究明に努めることが大切である。飼養衛生管理基準の早期の発見・通報及び迅速・的確な初動に繋げるため

にも、飼育者とのパイプの構築を管理獣医師が取り組むことが望ましい。「動物用医薬品指示書」の発行には、医薬品やワクチンの投与が必要である根拠を示すことや、投与後の効果を確認することまでが、発行した獣医師の責任となる。そのためにも定期的な巡回によって観察をし、時には採血して抗体検査を実施するなど、次回の衛生対策の重要なツールを収集する。

夏の熱射病や換羽誘導時の斃死、若雌期の壊死性腸炎の発生時、給水ラインの故障などの場合には多数が斃死鶏となる。こうした事例に、管理獣医師の的確な診断・判断が定着することは、伝染病の早期発見にも繋がる。同じように、鶏肉や鶏卵の食中毒発生の予防対策でも、管理獣医師の定期的巡回による農場 HACCP の的確なモニタリングにより、効果的に発生を軽減できる。こうした実例を農場に浸透させる必要がある。モニタリングの重要な判定は微生物学的な技術が必要であり、農場管理の状況を知り尽くした管理獣医師が採材・検査、そして消毒などの対応に参画しやすいシステムを構築するとよい。

新しく改定された飼養衛生管理基準の中には、『家畜伝染病による被害を最小限に止めるためには、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動」が重要』とされている。各農場では衛生管理ガイドラインを作って、飼養鶏の管理を行うよう求められており、生産農場を中心に、管理獣医師が一体となって取り組む必要がある。

飼育農場は、管理獣医師との連携で HPAI、ニューカッスル病などの伝染病の早期発見と予防に努める。これは同時に、育成率や増体率、産卵成績の向上に資するようになる。

こうした管理獣医師の取り組みが農場からの要望に応えうるよう、獣医師の育成に十分な配慮が必要であり、「教育の援助」、「農場の理解」、「養鶏における獣医師への診療報酬確保」といった課題の改善を期待したい。

(2) 産業動物診療獣医師による動物用医薬品の適正使用、流通に対する取り組み

ア 要指示医薬品の使用と流通の現状

日本獣医師会では、動物用医薬品指示書について一部の獣医師による無診察での交付が指摘されていることを受け、平成 13 年から産業動物委員会（当時）において要指示医薬品の適正使用、流通を確保するための対策について検討を行い、平成 15 年、指示書用紙を 4 枚複写式とし、1 枚を都道府県の薬事監視部局に提出することにより、実効性のある薬事監視業

務の実施を図ること等の提案がなされた。

この結果を踏まえ、本会会長から、農林水産省に対して要指示医薬品の適正流通等の一層の確保について要請が行われ、これを受け、同省では「薬事法の関係事務に係る技術的な助言について（平成12年3月31日付け12畜A第728号農林水産省畜産局長通知）」の一部を改正（平成15年7月29日）し、「指示書を交付した獣医師は、あらかじめ都道府県ごとに調整された提出先に指示書の写しを提出すること。」が追加された。これを受け、本会では、指示書様式を改訂し、「提出用」の様式を追加して4枚複写する等の整備を行った。

しかしながら、未だ現場からは、一部の獣医師による動物用医薬品指示書の無診察交付により、動物用医薬品の適正な流通、使用が損なわれているとの声があり、今期委員会においても本課題について検討することとし、全国における現状把握のため、各地方獣医師会あてアンケート調査を行ったところ別紙の通りの結果を得た。

イ 動物用医薬品指示書の発行等に関する課題

アンケート調査の結果では、各県の考え方、対応には温度差があり、先の局長通知の内容が十分に理解され遵守されていないと思わざるを得ない状況にあった。

また、調査の結果及び委員会からは、医薬品流通の課題として、①動物用医薬品の販売店が家畜診療所を開設しており、医薬品の販売を優先する、②農家主導で投薬が行われ、獣医師が後追的に指示書を発行する等の事例がある。また、指示書に基づく薬事監視・指導の課題としては、③指示書の「提出用」について獣医師の所在地となっているため、県外の状況が把握できない。④先の畜産局長通知はあくまでも助言にすぎず、強制力を伴わない。⑤提出先の家畜保健衛生所等は多忙であり、例え提出がなされても逐次内容の確認はしていない。⑥指示書は、あくまでも獣医師が農家に薬の投与、薬局での販売を指示するためのものであり、これを薬事監視、獣医事監視業務のために活用すること自体に無理がある等の意見が出された。

ウ 動物用医薬品指示書の適正発行に基づく要指示医薬品の使用と流通のあり方

前項の課題について、農林水産省関係部局に、本件に関する農林水産省の考え方について確認したところ、助言に基づく薬事監視・指導について

は、記載のとおり写しの提出を受け付けるよう、都道府県担当者会議等において指導しているが、現状では、提出先を獣医師の所在先とする都道府県と農場の所在する都道府県の二通りがある。農家の指導に重点を置いている場合は、農家が所在するところに、獣医師の指導に重点を置いている場合は、獣医師が所在するところに提出先を定めており、一部の担当者からは、提出先の統一が求められているとのことである。

これを受け、本会としては、有事の際、指示書の写しをもって速やかに監視・指導ができるよう農場が所在する都道府県への提出が好ましいとの見解を示し、各都道府県あて提出先（獣医師の所在県か、農場の所在県か）の把握と共に、日本獣医師会から、地方獣医師会の協力のもと、農場の所在都道府県のモデル事例を示すこと等により、提出先の統一を促すとともに、一層の薬事監視・指導の推進に寄与する必要がある。

3 産業動物診療獣医師の確保対策（家畜共済事業の整備・充実を含む。）

（1）産業動物診療獣医師の育成に対する取り組み

ア 産業動物診療獣医師育成の取り組みの現状

日本の獣医学教育は、昭和 53 年より 6 年制教育となり充実した教育体制が採られて現在に至っている。

また、日本獣医師会産業動物臨床部会では、6 年制教育に対応した待遇改善について提言を行い、その成果として一部都道府県では改善が図られてきたが、まだ満足に行く状況ではない。

これらを踏まえ、産業動物診療獣医師の確保対策についての検討が必要であるが、はじめに現在の国・自治体・獣医学系大学及び関係団体等による取り組み状況について報告する。

（ア）国の取り組み

農林水産省は、将来、産業動物診療獣医師の大幅な減少と公務員獣医師の確保が困難となることを踏まえ、平成 22 年 8 月に公表した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」において、産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保を重要事項として掲げ、その対策を強化することとしている。

具体的な取り組みとして、産業動物分野への就業や誘引を図るために獣

医学生を対象とした修学資金の貸与（獣医師養成確保修学資金貸与事業）や臨床実習等の実施、獣医師の卒後研修（獣医療提供体制整備推進総合対策事業）、地域の産業動物診療獣医療体制の整備支援（消費・安全対策交付金）、産業動物診療施設資金貸付制度（公庫資金）等を実施している。

これらの事業については、今後とも、長期的な取り組みの継続が必要であり、予算規模の増額等により一層の効果が得られるものと思慮される。

加えて大学・大学院生等を対象に農林水産省、農山漁村及び農林水産行政に対する理解を深めてもらうことを目的として、動物検疫所の事務に関する動物検疫業務や輸出入動物の検査業務に興味・関心のある方を対象にインターンシップを実施している。

また、文部科学省では、平成 20 年 11 月、「獣医学教育の改善・充実に係る調査研究協力者会議」を設置し、獣医学教育改革の方向性について議論、検討を行い、平成 23 年 3 月、報告書（「獣医学教育の改善・充実に ついて」意見のとりまとめ）をまとめている。この報告書では、特に産業動物診療獣医師や公務員獣医師の確保、臨床実習等の教育内容の強化や教育体制の充実等の社会的要請を踏まえ、現場の最前線で活躍できる高度な実践力を備えた獣医師の育成が大学の喫緊の課題・責務であるとし、獣医学教育の改革への迅速な取り組みを強く求めている。さらに報告書では、獣医学教育の改革の具体的方策と実施に向けた改革工程をもあわせて示している。文部科学省では、獣医学教育改革の実現に向けて具体的な推進事業の予算化（口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備事業等）や大学への支援・指導を強化し、国際水準の獣医学教育の提供体制の整備を目指している。今後、解決すべき課題は多いが、我が国の獣医学教育の改革実現が期待される。

（イ）自治体の取り組み

一方、地域の獣医療提供体制を担う各自治体においても、産業動物診療獣医師や公務員獣医師の育成の取り組みとして、①獣医師修学資金給付事業、②インターンシップの受入れ、③夏期休暇期間中等における学生研修生の受入れ、④獣医学系大学での就職説明会の開催や大学訪問、⑤獣医師職員の採用試験の複数回実施や試験会場の追加、募集要件の緩和及び処遇改善、⑥自治体による民間産業動物診療獣医師臨時雇用手当の増額、⑦無獣医地域や民間獣医師の獣医療提供体制が脆弱な地域における家畜保健衛生所職員による診療業務の支援など、種々の対策を実施している。

具体的な事例としては、①北海道では、農政部（家畜保健衛生所）、保

健福祉部（食肉衛生検査所・保健所等）の職員が、道内 3 獣医系大学でハードヘルス学（実習を含む）・獣医衛生学・家畜衛生学全般・食肉食鳥肉検査・食品衛生法等関係法令の講習を実施している。②三重県では、と畜検査実習・微生物検査実習・BSE 検査の概要等の体験実習、③島根県では、家畜保健衛生所・家畜病性鑑定室・保健所・食肉衛生検査所等の体験実習、④徳島県では、安全衛生課・保健所・動物愛護管理センター・食肉衛生検査所業務等の体験実習を実施している。

また、国の基本方針を受けて、平成 23～24 年には、ほとんどの県で獣医療法に基づく「獣医療提供体制整備計画」を策定し、産業動物診療獣医師や公務員獣医師の確保対策の整備計画を定めている。

なお、昭和 53 年から中央畜産会が実施してきた産業動物獣医師確保特別修学資金給付事業は、創設当初は 21 名の希望者を受け入れ、毎年 40～60 名に対応してきたが、採用側、学生側の双方において数年先の見通しが難しくなったこと、地方公務員において異動により修学資金を返還せざるを得ないケースが発生するなどの理由から、平成 17 年には 3 名という状況となった。

近年は採用側、学生側ともに見通しがつく、卒業前の 1～2 年の短期間にも積極的に対応し、受給者は徐々に増加しており、平成 23 年度より農林水産省が直接実施する獣医師養成確保修学資金貸与事業となってからは、23 名、翌年は 21 名となっている。

本事業のさらなる活用のためには、人事異動等により産業動物に関連する仕事に従事できなくなった場合、修学金の返還猶予期間である 3 年を延長し、この間にまた産業動物に対する仕事に従事できた場合は返還の義務は生じない等の対応を提案する。

（ウ）獣医学系大学による取り組み

近年、我が国の高等教育における「教育の質保証」に向けた教育改革の取り組みが進められ、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年）により大学の機能別分化等が、「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年）により大学間連携の充実による教育体制の充実等が各大学に求められた。

こうした中、平成 20 年 11 月に大学設置基準が改正され、従来単独の大学としては対応できなかった教育機能の拡充や高度化を図ることを狙いとして教育課程の共同実施制度が創設された。再編・統合の必要性が繰り返し検討されながらも実現には至っていなかった国立の獣医学系大学では、

この制度を活用した取り組みが開始され、平成 25 年 4 月現在、北海道大学と帯広畜産大学では共同教育課程が、山口大学と鹿児島大学では共同獣医学部が、岩手大学と東京農工大学、及び、岐阜大学と鳥取大学では共同獣医学科がそれぞれ設置され、大学間の連携による教育の充実に向けた取り組みが進められている。

また、(ア) で述べたとおり、文部科学省においては平成 20 年に「協力者会議」の検討が開始され、平成 23 年 3 月に「報告書」が取りまとめられているが、報告書では、国際水準の獣医学教育の実施が必要とされる中で、獣医学教育を取り巻く状況の変化について、現場の最前線で活躍できる高度な実践力を備えた獣医師の養成が獣医学教育の喫緊の課題・責務であるとされ、BSE、口蹄疫、HPAI 等の発生等への対応等、高度化・多様化した獣医療ニーズに応え得る人材の育成、産業動物分野等の魅力を向上させる教育環境の必要性等が提言された。

今後の具体的な改革工程として、①教育研究体制の整備、②モデル・コア・カリキュラムの策定・実施、③分野別第三者評価の導入・実施、④共用試験の導入・実施、の 4 本柱がロードマップとともに示されているが概要は次のとおりである。

①の教育研究体制の整備については、教育課程の共同実施制度を活用した大学間の連携の取り組みがすでに進められている。

②のモデル・コア・カリキュラムの策定・実施については、平成 16 年から本会学術・教育・研究委員会において全国大学獣医学関係代表者協議会等の関係団体とともに検討の結果取りまとめられた「標準的カリキュラム」をベースに、平成 23 年、協力者会議小委員会において 51 科目を採択し「獣医学教育モデル・コア・カリキュラム」が策定された。

③の分野別第三者評価の導入・実施については、本会学術・教育・研究委員会において平成 19 年に「獣医学教育改善に向けての外部評価のあり方」を、平成 24 年に「獣医学教育の分野別第三者評価の確立に向けて」を取りまとめ、これを受けて現在、財団法人大学基準協会により獣医学教育分野の第三者評価実施に向けた準備が進められている。

④の共用試験の導入・実施については、平成 24 年、全国大学獣医学関係代表者協議会に獣医学共用試験委員会が設置され、平成 28 年の本格実施に向け、平成 25 年には獣医学系 16 大学による実施機構の設立と第 1 回トライアルの実施が予定されている。

獣医学生に対する一定の質保証としての共用試験が必要とされる参加型臨床実習については、平成 22 年 6 月に農林水産省獣医事審議会計画部会臨

床実習の条件整備に係るワーキンググループが「獣医学教育における獣医学生の実習の条件整備に関する報告書」を取りまとめたことを受けて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、臨床実習における獣医学生の診療行為については、その目的・手段・方法が、社会通念からみて相当であり、獣医師の診療行為と同程度の安全性が確保される限度であれば、基本的に違法性はないと解釈される旨通知がなされた。

平成24年からは、文部科学省において第2期の協力者会議が設置され、獣医学教育の改善・充実に向けた検討が進められており、社会的ニーズに対応する獣医学教育の実現に向けた努力が続けられている。

(エ) 関係団体等による取り組み

a 日本獣医師会

農林水産省補助事業である「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」の中で、獣医療提供体制整備推進協議会の事務局を担当し、就業1～3年の新規臨床獣医師が現場に定着するよう、基礎的な臨床技術及び職業倫理・関係法令・コミュニケーションスキル等を修得するための技術研修を実施する「新規獣医師臨床研修促進事業」や、現状の農家が求める、管理獣医師による指導、高度獣医療技術の提供等に応えるため、就業5～10年の中堅臨床獣医師を対象に管理獣医師の育成及び高度獣医療技術を修得するための実習、講習会等を実施する「管理獣医師等育成支援事業」に取り組んでいる。

なお、このうち現場での臨床実習の場合、医・歯・薬学及び看護分野の場合と異なり、実習の場が限られ、地方に偏在しているのが現状である。この地域で一定期間実習を行うには、遠方から参加する獣医師の旅費・宿泊費等が大きな負担となる等の課題がある。

b 中央畜産会

農林水産省補助事業である「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」の中で、家畜衛生対策推進協議会の事務局を担当し、獣医学系大学の学生を産業動物分野へ誘導するため、現場体験実習や産業動物臨床獣医師の役割・魅力等を啓発するための講習会を実施する、「臨床実習等支援事業」に取り組んでいる。

また、「獣医師養成確保修学資金貸与事業」の前身である「産業動物獣医師修学資金給付事業」についても引き続き取り組んでいる。

c 農業共済団体

- (a) 夏期学生臨床実習については、従来から全国農業共済協会を窓口として農業共済団体独自に実施していたが、平成 24 年度より、岐阜大学が窓口となつて行う文部科学省の獣医師育成環境の整備事業と連携し、全国の連合会等の協力を得て管下の家畜診療所において実施している（参考：平成 22 年度は 25 県 51 診療所で 157 名、23 年度は 26 府県 56 診療所で 163 名、24 年度は 26 県 54 診療所で 128 名を受入れた）。
- (b) 獣医学系大学教官に家畜共済事業について理解を得るとともに、現場と大学の日常的な交流と産業動物診療獣医師の安定確保に資するため、全国各地区での産業動物診療獣医師に関する 16 獣医学系大学教官との懇談会を開催している。
- (c) 全国農業共済協会は日本獣医師会が主催する「動物感謝デー in JAPAN」に参加し、獣医系学生並びに一般消費者に対し産業動物診療獣医師及び家畜共済についての PR を行っている。また、日本獣医師会が事務局を担当する獣医療提供体制整備推進協議会の一員として、「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」の「新規獣医師臨床研修促進事業」及び「管理獣医師等育成支援事業」における各種実習、講習会へ農業共済団体獣医師を講師として派遣する他、全国規模での講習会を開催している。

d 日本養豚開業獣医師協会

農林水産省補助事業である「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」のうち、「臨床実習等支援事業」における獣医学系学生に対する養豚現場での体験実習への協力、学生向けの畜種別疾病講習会での講師の派遣、さらに「管理獣医師等育成支援事業」における臨床獣医師への養豚管理獣医師業務体験実習への協力、管理獣医師の技術・知識を修得するための講習会や理解醸成のシンポジウムへ講師の派遣を行っている。

e 鶏病研究会

鶏病研究会（平成 24 年現在会員数 2,432 名）は、家きん及びその生産物の衛生に関する知識及び技術の向上とその応用普及を図り、我が国の養鶏振興ならびに安全な家きん生産物の供給に寄与することを目的に、年に 2 回の全国技術研修会、その他地区技術研修会等を開催しており、産業動物診療獣医師としての技術修得に向け取り組んでいる。

また、農林水産省補助事業である「獣医療提供体制整備推進総合対策

事業」のうち、「管理獣医師等育成支援事業」における管理獣医師の技術・知識を修得するための講習会や理解醸成のシンポジウムへ講師の派遣を行っている。

(オ) その他

以上のような国、自治体、獣医学系大学及び関係団体等による産業動物診療獣医師の確保への取り組みは、これら獣医師の不足が深刻化してきている現状を反映して、近年、より積極的、かつ具体的な活動、取り組みとして推進されており、従前に比べ充実してきている。

しかし、一方では、関係機関及び団体間の連携調整や相互理解等に不十分な面もみられることから、より効率的、効果的な取り組みとしていく必要がある。また、民間団体等におけるボランティア的な取り組みには限界もあり、人的、経済的な基盤整備も必要となっている。特に、将来の産業動物診療獣医師を育成する獣医学教育の改善・充実には、獣医学系大学の改革推進と歩調を合わせ、大学と関係機関及び団体との連携、協力関係の構築が必要不可欠である。参加型臨床実習等の獣医学教育への協力体制の構築には、カリキュラムの内容や教育目標等を関係者が十分に理解し、大学と外部協力機関とが一体的、総合的な教育にあたれるようなシステムを整備する必要があるが、その取り組みは緒についたばかりといえる。

イ 獣医学系大学における参加型臨床実習の課題と対応

我が国の獣医学教育は、欧米各国の獣医学教育や国際獣疫事務局（OIE）が目指す国際水準の教育内容に比較し、特に産業動物診療獣医師育成のためのカリキュラムが不十分であることが大学内外から指摘されてきた。遅まきながら獣医学系大学では、近年、国立大学を中心にモデル・コア・カリキュラムの策定、共同獣医学部（課程）の設置、インターネット利用による遠隔授業システムの整備等、獣医学教育の改革に向けた具体的な取り組みが開始されている。

しかし、コア・カリキュラムの中核となる参加型臨床実習の大学における具体的な実施体制については、産業動物分野においてはほとんど未整備であるのが現状と思われる。獣医学教育は、本来的に大学の責任と努力で行われるべきものであるが、現在の獣医学系大学の状況からは、コア・カリキュラムで求められる臨床実習の完全実施は、大学関係者のみでは実現不可能な点があることも現実である。そのため、産業動物医療に関わる関係団体、自治体、研究機関等の連携協力が求められている。

一方、平成 22 年に宮崎県で発生した口蹄疫や HPAI 等の家畜伝染病及び人獣共通感染症の発生を契機として、国民の健全な生活を守るため、産業動物診療獣医師や公務員獣医師の働きの重要性が高まり、国は獣医師育成環境の整備事業として、参加型臨床実習への取り組みが必須と判断し、平成 22 年より検討が開始された。

この検討に当たっては、現行の教育体系を参加型臨床実習に体系を一変して実施するものであるが、医・歯・薬学及び看護分野では、既に実施されているものである。

(ア) 産業動物分野における参加型臨床実習実施体制整備への課題と対応

この参加型臨床実習は当然にして在学中での実施であるため、臨床分野と公衆衛生分野における実務実習を柱とするものであり、4 年次共用試験（仮免許試験）を実施し、獣医法第 17 条に抵触しない手法により実施されるが、臨床現場で初期的な参加型臨床実習の手技等を決め、指導教官（産業動物診療獣医師へ委嘱）立会・指導の下実施する必要がある。

また、臨床現場では、常に偶発的な事故の発生を想定し、予防措置を取りながら診療を実施するが、不幸にして発生した場合のリスク管理（偶発事故に対する責任）については、仮免許といえども一定の責任は学生にもあると考えるが、あくまでも教育の一環での発生であり、その責任は指導教官にあるものとする。

a 獣医学系大学と参加型臨床実習協力機関・団体との協議機関の設置

従来から農業共済組合を始めとする関係団体や自治体は、大学の要請等に基づき獣医学生の研修やインターンシップ受入に協力している。その理由の多くは、産業動物診療獣医師や公務員獣医師の確保のために、獣医学生の産業動物分野への就業や誘引を図るための一助とする意味合いが強いと考えられる。

今後、従来の研修等から一步踏み込んで獣医学教育の一環である参加型臨床実習の多くを、教育が本来的業務ではない関係団体等に担ってもらうには、獣医学教育の主体的責任者である大学側の丸投げとならないよう、責任範囲や役割分担の明確化と、大学側と参加型臨床実習協力機関・団体（以下、「実習協力機関等」という。）との相互理解の促進が前提となる。そのためには、産業動物分野における具体的な参加型臨床実習実施体制整備についての関係者による協議機関の設置が必要と考える。また、協議内容は広く関係者に周知するとともに実習の実務を担当

する獣医師の声が反映できることが重要である。

b 産業動物分野における参加型臨床実習の範囲

平成 22 年に発生した口蹄疫や HPAI 等の家畜伝染病などに対して産業動物医療の重要性が喚起され、大学教育に参加型臨床実習が組み込まれることとなった。獣医師が、現場において生きた動物に対応する能力の向上を目的とし、主として家畜個体を対象とするのが大学の標榜している参加型臨床実習の第一の目的と解される。

しかし、近年の社会的要請により、獣医師の提供している産業動物医療は、従来の個体診療、家畜群を対象にした健康・疾病管理、農場を対象にした生産・収益管理、そして「食の安全」を確保するために行う HACCP などの危害管理など、以前に比較して範囲が拡大してきている。産業の現場では、牛、豚、鶏がその主要な動物であるが、いずれも、大規模化に伴い個体管理以上に群や農場管理の重要性が認識されている。特に、豚、鶏では、管理獣医師の活動とその存在が不可欠となっている。産業動物医療の範囲は、個体診療にとどまらず、家畜衛生分野にも大きな広がりを見せている。

これからの獣医師を育成するために、参加型臨床実習は総合教育の一環として意味あるものとなるに違いないが、産業動物医療の範囲を現場サイズで認識していかななくては、本来の実学教育の目的を達成することは難しい。今後の産業動物医療に関する大学教育の方向性は、獣医師国家試験の出題範囲とニワトリとタマゴの関係にあり、学術と産業に関わるそれぞれの担当者相互の意見交換によって、将来の我が国の産業動物を支える獣医師の創出につなげて行かなければならない。

(a) 豚の実習範囲

養豚関係での参加型臨床実習実施体制の整備として、3～5 日間の期間で、養豚開業獣医師が主体となり、①養豚全般の基礎と歴史、②豚の育種の変遷と現状、展望、③豚の栄養と飼料の現状、④繁殖豚の飼養管理の基礎、⑤肥育豚の飼養管理の基礎、⑥養豚場の環境対策の基礎、⑦養豚生産指標とベンチマーキングの現状、⑧繁殖豚の主な病気とその対策、⑨肥育豚の主な病気とその対策、⑩地域及び農場バイオセキュリティの基礎、⑪繁殖生理の基礎と妊娠鑑定などの実習、⑫豚の生理と解剖実習、⑬豚の食育、ソーセージの作り方、⑭養豚現場の日常と現場での心構え、⑮農場 HACCP への取り組みと認証農場の現状等を内容とした集中講義

が望まれる。これらは大学では学ぶことが難しい臨床現場に即した実習も含めることとし、日本養豚開業獣医師協会による講師の選定や実習の準備、場所の選定等が見込まれる。

(b) 鶏の実習範囲

鶏関係での参加型臨床実習実施体制の整備として、日本獣医師会及び中央畜産会等の支援により、①各県の畜産試験場、②動物用医薬品メーカー(生物学的製剤など)の研究施設における実習の実施が見込まれる。また、日本獣医師会の獣医師生涯研修事業におけるカリキュラム等に産業動物における家畜伝染病予防法及び薬事法などの内容に重きを置き、それらのカリキュラムの修得が認められた獣医師のみが指示書の発行等に携わることができるような体制の整備が期待される。

c 参加型臨床実習を通して実習協力機関等がメリットを享受できる環境整備

モデル・コア・カリキュラムに即した獣医学教育の実施体制整備においては、実習協力機関等の役割や負担が非常に大きいことから、参加型臨床実習をとおして実習協力機関等がメリットを享受できる環境整備が必要である。

例えば、実習協力機関等の教育施設としての認定及び指導獣医師の教員としての資格認定と処遇、実習に必要な機器・機材の整備、大学からのテキストや資料の提供、教官の派遣、高度先進獣医療技術や情報の提供、大学との共同研究や症例検討会等の機会を設けるなどが考えられる。

また、参加型臨床実習をとおして臨床教育ができる優れた人材(教員)の発掘や育成にも繋げることも重要である。

d 産業動物臨床センター等の中核研修施設の整備

往診診療が主体となる産業動物医療においては、実習効率が著しく悪いことに加え、家畜飼養者の施設や家畜を用いた実習には制約が多い。また、実習協力機関等の日常業務への影響もあることから、多数の学生に外科手術等の臨床実習や高度獣医療等の実習を行うには、日常的にさまざまな症例の診療や実習が行える産業動物臨床センター等の中核研修施設の整備が必要である。学生実習ばかりでなく地域獣医療の二次診療施設や民間獣医師の卒後研修及び教員の育成の場になることも期待できる。

現在、毎年 1,000 人近くの学生が獣医師国家試験に合格していることから、大学の家畜病院等での研修を実施した学生を除く 800 人近くの学生が、産業動物診療獣医師の研修を行うことが予測されるが、研修現場は産業動物診療が充実しているところに集中することが懸念される。

現在も地域によっては、農業共済団体の協力のもと、1 年（7～3 月）を通して 120 名程の学生に対し、農業共済団体家畜診療所でのインターンシップを実施しているほか、獣医学系大学によっては、個別に地域の農業共済団体家畜診療所での臨床実習を計画するなど、臨床現場はかなりの負担を強いられている。

また、臨床現場は、学生にとっては臨床実習の場であると共に、生産者の生活の場であることを十分理解した上で研修に臨むことが必要である。

これらのことを踏まえて、獣医学系大学（臨床実習依頼側）と産業動物診療施設（受託側）の代表者との協議の場を設け、早急に情報の共有化を図ることが必要である。

e 臨床実習協力機関や担当獣医師の講習と意見の反映

獣医学生が臨床実習で習得すべきカリキュラムの内容や目標、学生の評価方法等について、実際に学生を指導する臨床実習協力機関や担当獣医師に十分理解してもらう必要がある。また、実習担当獣医師の意見等をカリキュラムや実施体制の改善に反映させるため、実務担当獣医師を対象とした講習会や検討会の開催も必要と考える。

f 獣医学系大学と各実習協力機関の有機的な連携・協力体制を維持する機関

1 カ所の臨床実習協力機関で必要とするカリキュラムの全てを担当できない場合も多いことから、大学と各実習協力機関の有機的な連携・協力のもと、それぞれの機関・団体の機能を生かした役割分担により推進していく必要がある。そのためには、恒常的に大学関係者と臨床実習協力機関との連絡・調整や実習カリキュラムの調整をする機関が必要と思われる。

4 お わ り に

今期、各分野から選出された委員（家畜保健衛生所、農業共済団体、牛・豚・鶏開業）による意見集約の結果は総花的な現状報告になったが、将来に向けての一定の方向性を提示することができ、大きな前進を得たと確信している。牛、豚、鶏における共通の課題は要指示医薬品の取り扱いにある。地方獣医師会へのアンケート調査では各県の対応が様々で全く形骸化しているといっても過言でない状況であり、地方獣医師会の協力を得てモデル事例を示す等の必要性を痛感したところである。今後は個別委員会の設置等により農場 HACCP に基づく農場管理獣医師制度のあり方等の検討が望まれるが、それ以前の問題として、産業動物診療獣医師の切磋琢磨が喫緊の課題と思われる。「獣医師」という資格を盾に権利のみ主張するのではなく資格保持者にふさわしい専門知識、技術に加え人間性が強く要求されていることを認識しなければならない。次期委員会では、専門職としての倫理観を有し、生産者、消費者からの信頼を得て、様々なニーズに応え得る産業動物診療獣医師の育成等について取り組んでいただきたいと切に願うところである。

産業動物臨床・家畜共済委員会
委員長 麻 生 哲

別紙

動物用医薬品指示書に関する全国アンケート調査結果（1）

アンケート項目		回答数	備考	
問1	動物用医薬品指示書の写しはどこに提出させていますか (n=47)	ア 都道府県の機関(県庁担当課、家畜保健衛生所等)	31	
		イ 都道府県獣医師会	3	
		ウ 決めていない	4	
		エ その他	11	・獣医師会→家保等 6 ・個人又は診療所保管 3 ・家保→獣医師会→担当課 1 ・担当課→獣医師会(一覧表の送付) 1
問2	1 指示書の内容チェックについて (n=39)	ア 提出した指示書について、用量、用法等、一見して不適切な内容の有無を確認し、不適切なものについては、発行した獣医師に内容を照会している。	15	
		イ 提出した指示書について、用量、用法等、一見して不適切な内容の有無を確認し、不適切なものについてはマークして保管している。	11	
		ウ 提出した指示書は、内容を確認せず保管している。	2	
		エ その他	13	・交付先を確認し、家保へ送付 5 ・獣医師会がチェックし家保へ送付 2 ・獣医師が保管 1 ・獣医師会は関知しない ・不明
	2 指示書の保管状況と保管した指示書の利用について (n=37)	ア データをデジタル化して集積、整理し、検索・抽出ができる形にして保管している。	7	
		イ 紙ベースのまま一箇所に集積、保管し、必要に応じて検索している。	12	
		ウ 紙ベースのままそれぞれの提出先で保管し、必要に応じて検索している。	10	
		エ 保管状況は、不明である。	1	
		オ その他	8	・家保で保管 3 ・獣医師会で集計、整理 1 ・獣医師会でコピーを保管 1 ・不明 2
		問3	提出させた指示書を薬事監視等に役立てた事例がありますか。 (n=36)	ア 薬事法違反事例の証拠として役立ったことがある。
イ 証拠とされたことはないが、違反事例の調査の際、参考資料とされている。	15			
ウ 役立てた事例はない。	11			
エ その他	13			・家保で管理 ・家保で立入時に利用 5 ・獣医師会で指導のデータに利用 ・不明、関知なし
問4	貴会では、指示書を発行する会員獣医師に対する指導等を行っていますか。 (n=43)	ア 特に行っていない。	30	
		イ 貴会が実施する講習会等への参加を義務づけている。	0	
		ウ 貴会が実施する講習会等への参加を呼びかけている。	8	
		エ 貴会が指示書を発行する獣医師を認定している。	A 産業動物診療獣医師であること	6
			B 貴会の実施する講習会を受講していること。	1
			C 会員獣医師、支部等からの推薦を受けていること。	1
			D その他	0
オ その他	3			
※n=回答獣医師会数であり、回答には複数回答を含んでいるため、n数とは一致しない。				

動物用医薬品指示書に関する全国アンケート調査結果（２）（意見等）

1	提出先が指示書交付獣医師の所在地を管轄する家畜保健衛生所となっているため、特に県外獣医師の指示書交付状況の共有化ができていない。
2	各会員が個別に家畜保健衛生所に提出しており、どのように活用されているか主管課に問い合わせたところ、畜産物中の医薬品残留事例が発生した際に活用しているとのこと。
3	指示書を発行する際、時々「動物用医薬品指示書の交付の手引」（平成19年3月日獣作成）を資料として渡し、コンプライアンスの徹底を図っている。
4	指示書は家畜保健衛生所に提出されていることから、当会ではその実態を把握しておりません。
5	畜産局長通知のとおり実施するよう、今後県と協議していく。
6	事務局では何も把握しておりません。
7	産業動物獣医師が、月に1～2回該当する農家を巡回し、衛生状況を把握している獣医師が指示書を発行している。 事例①（養豚農家発行事例：ワクチンや飼料添加剤等） 県畜産振興協会事業の豚丹毒予防注射（月1～2回）実施の協会指定獣医師4名が発行している。 事例②（牛関係） 農済家畜診療所の獣医師が日々診療を行っており、ワクチンや継続診療に必要な医薬品の指示書を発行している。
8	産業動物獣医師、関係団体獣医師、行政で組織する家畜自衛防疫特別委員会を年1回開催し、産業動物に係る獣医療に対応している。
9	研修会等で適正な指示書の発行を行うよう伝えている。
10	県が家畜診療を実施しているため、県サイドで指導は行っていると聞いている。
11	家畜保健衛生所では、動物医薬品販売業者（ディーラー）等の随時立ち入り、指示書の適正処理を指導している。
12	動薬対策委員（3名）を設け、指示書発行等の適正化を図っている。
13	県が行う講習会に指定獣医師（産業動物診療所開設者）は年1回程受講する。
14	他の関連する講習会への参加実績表を作成している。
15	<ul style="list-style-type: none"> ・動薬販売店が家畜診療所を開設しているため、診療の一環としての使用と指示書販売の明確な判断が難しく、違法か適法かの指導が困難。 ・注射薬の販売は自粛するよう申し合わせているが、拘束力が弱く、個人モラルに任せた面もあり、完全には守られていない。 ・行政が薬事監視を強化する端緒とする意味でも、日獣が全国的に機運を高めることは必要と思われる。 ・指示書発行獣医師の条件や認定について、日獣としての「指針」を示すことが望ましい。
16	指示書の配布や診療獣医師が発行した写しを毎月提出させ、取りまとめを行っている。動物薬事の監視・指導に関しては家保で実施している。

養豚管理獣医師を取り巻く現状

志賀 明（産業動物臨床・家畜共済委員会委員）

1 養豚獣医療に携わる獣医師の分類

現状での養豚に携わる獣医師を分類すると、①地域の民間獣医師（地域獣医療に携わる、養豚専門の産業動物診療獣医師、他の畜種も対象とする産業動物診療獣医師、小動物と豚とを対象とする獣医師）、②農業団体の勤務獣医師（農業共済獣医師、JA系統の獣医師）、③養豚場の獣医師（養豚場の勤務獣医師、養豚場のオーナー獣医師）、④コンサルタント養豚獣医師（広い地域で農場を相手にコンサルタントを主としている獣医師）、⑤公務員等獣医師（都道府県の家畜保健衛生所の獣医師、国関連（動物衛生研究所）の獣医師、大学などの教育機関の獣医師）、⑥民間会社の勤務獣医師（製薬会社の獣医師、製薬ディーラーの獣医師、飼料会社の獣医師、種豚会社の獣医師、検査会社の獣医師）となる。

2 飼養衛生管理基準に基づく管理獣医師の配置

管理獣医師をおくことが義務付けられた、大規模農場とされる3,000頭以上の農場数は全国の養豚農場数の10.9%（5,670戸のうち619戸（2012年2月1日農林水産統計））で他の農場が大半を占めている。それらの農場は薬剤流通のために関わる獣医師はいるが、飼養衛生管理への指導などに関わる獣医師はほとんどいない。

3 養豚管理獣医師の収入の範囲

収入を分類すると、①農場との契約料、②農場への巡回料、③治療などの診療収入、④指示書などの文書発行手数料、⑤処方薬剤収入、⑥予防接種技術料、⑦採血技術料、⑧検査料、⑨原稿料、⑩講演料、⑪その他となる。

4 養豚管理獣医師の現場における課題（薬剤流通等）

多くの養豚農場では薬剤流通のために獣医師を必要とし、実際にその要求に答えている獣医師が多く存在する。それらの農場では、薬剤選択は農場の判断が優先され、要指示薬を含めて製薬会社やディーラーが農場に直接販売

している。

地域によってはディーラーが開設している家畜診療所に所属する獣医師が指示書を作成し、薬剤販売する事例もある。このような場合、定年退職した比較的高齢な獣医師が携わっている傾向がある。

他に、指示書料収入を中心とし、販売ディーラーと提携し活動する獣医師もおり、常識では対応できないほど、多くの農場に関わり、形式的に農場に立ち寄るが、問診のみで、指示書の作成を行っている。

また、検査は獣医師に限らず、製薬会社の営業担当者や、ディーラーの担当者、飼料販売ディーラー等で、これらは大手のみならず、一般的に行われ、検査料などは支払うものではないと考えている農場も存在する。

5 養豚管理獣医師の農場訪問状況等のアンケート結果

養豚農場に巡回訪問する際の状況については、日本豚病臨床研究会のアンケート（平成 21 年実施、訪問対象 890 農場）の結果によると、農場定期訪問の回数は、月に 1 回の農場が約 30%と最も多かった。また、1 日の農場訪問数は 1~2 農場が最も多く（51.1%）、次に 1 農場のみであり（33.3%）、両者で 80%以上であった。

次に農場訪問に際して、ダウンタイムとシャワーインのどちらを重視するかという設問（45 名回答）に関して、両方を重視する獣医師が最も多かった（46.7%）が、ダウンタイムよりシャワーインを重視する獣医師の方が多い（28.9%）傾向にあった（ダウンタイム重視 20.0%）。さらにダウンタイムの設定理由については、オーエスキー病や豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）などの伝播力の強い伝染病の汚染農場訪問後に設定しているケースが最も多く（約 60.0%）、次に農場の要求によるケースが多かった（約 40.0%）。ダウンタイムについては科学的根拠データが少なく、農場や関係獣医師の感覚的な判断によっているケースが多い。

シャワーインについては設備を有して、ルール化している農場は調査獣医師の訪問対象農場 876 農場中 27.2%だった。この調査は口蹄疫発生前のものなので、現在はこの比率がもっと高いものと推察される。現に筆者の担当農場中シャワーイン農場は 64.3%である。

次に 1 日に複数農場を巡回する場合の着替えやシャワーについての設問についての回答（43 名）はシャワー及び着衣交換がもっとも多く（39.5%）、次に着衣交換のみが続き（25.6%）、汚れた時のみ交換がそれに次いでいた（16.3%）。

なお、農場訪問時の診療車両の駐車場所や消毒についての設問（訪問対象

881 農場) では、敷地外 (衛生管理区域外) に駐車する農場が最も多かった (46.5%)。

6 養豚管理獣医師が留意すべき点

養豚管理獣医師が養豚農場に対して農場衛生管理などの指導を行う場合の留意すべき点の詳細は次のとおりである。

- (1) 養豚農場は衛生意識、社会的意識が高い傾向があり、養豚管理獣医師はそれ以上の高い意識を持つ必要がある。特に衛生意識においては養豚管理獣医師が一番高いプライオリティを持つことが重要で、常に新しい情報の収集と技術の向上に努め、それらを収集するためのネットワークを持つことが大切である。
- (2) 養豚管理獣医師は生産者とともに生産活動を行っているという意識を忘れず、獣医療的行為を優先し過ぎずに、生産者、消費者の存在を忘れず、自分の利益や興味中心の獣医療に傾倒することを慎まなければならない。
- (3) 農場で起こっている疾病問題などの現象や事実に対して、常に科学的に理路整然と説明できるように努めることが必要である。特に急性伝染病発生時などは、それに対応するための防疫対策や発症豚への治療対応などを冷静に正確に指示、提案できることが求められる。
- (4) 食品に関わる HACCP や ISO などの食品の安全に関わる国際基準などの知識を持ち、また指導するための研修を積極的に受けるよう努めることが必要である。特に食中毒の原因となるサルモネラ症は農場でのモニタリングや HACCP システムに取り組むことで農場でのコントロールや監視体制の構築が可能となる。
- (5) ときに契約農場が望まないことであっても、養豚産業の地域獣医療を担う獣医師として対処しなくてはならないことがあることを常に頭に置いておくことが必要で、それが養豚管理獣医師として社会的な使命であることを認識しておくことが必要である。
- (6) 人獣共通感染症に対する知識、意識、対処法に十分精通しておくことが必要である。特に豚インフルエンザが人でも流行したり、人で流行したイン

フルエンザが豚に蔓延したりしており、人と豚の関わりや、その際の衛生管理には十分な配慮が必要で、手洗いやうがい、マスクの着用は養豚現場の管理者や獣医師には常々から要求されている。

7 養豚獣医師のあり方

養豚管理獣医師は、消費者に安心・安全な豚肉製品を提供することが最終目標で、養豚農場から流通、小売までを視野に入れ、養豚農場の生産性向上を目的にすることにとどまらず、生産現場と消費者とのパイプ役として、生産農場での効率的で安全な生産にしっかりと関わり、消費者に安心を提供できるよう努力することが求められている。

生産農場においては、生産性の向上、経営の効率化、衛生費の低減や動物福祉の実現を目指す活動が必要である。そのためには養豚農場と流通小売業者と安全で安心な豚肉を供給していくという理念を共有し、他の同じ活動をしている養豚管理獣医師や生産者組織、生産に関わる関係機関や行政、大学などとも積極的に関わっていくことが肝心である。

このような活動を行っていくことで、社会的な定着を目指すべきだが、これには活動を支える経済的な裏付けが必要である。

現状の養豚管理獣医師は豚コレラの清浄化達成やオーエスキー病の清浄化の進捗により減少傾向にあり、経済活動としても難しい局面を迎えている。

一方では薬剤販売のためだけの養豚管理獣医師の存在もあり、またこれらは養豚生産農場に対しても、消費者に対しても貢献しているとは言い難く、現状では健全で真摯な養豚管理獣医師の活動を侵害している。さらにこれらの獣医師が養豚管理獣医師だけではなく、獣医師全体の社会的な評価を下げているものと推察される。

このような現実を踏まえて、今後の養豚管理獣医師のあり方や課題について次のとおり提案する。

(1) 養豚管理獣医師の生産農場現場での診断技術や飼養衛生管理技術、農場への指導管理技術の向上

生産現場で求められる正確で高度な獣医療のためには農場で起こっている疾病の診断技術の向上が必要である。疾病の多様化に伴い、それらの診断もより高度化してきており、養豚管理獣医師は生産農場に対して正確で迅速な診断を求められている。

また、その診断をもとに飼養衛生管理の改善、実践指導が重要となりそれによって生産農場の効率的な生産体制向上につながる。

(2) 養豚生産農場及び地域のバイオセキュリティの改善、強化と他畜種との連携

口蹄疫はもちろんだが、オーエスキー病や豚伝染性胃腸炎や PRRS などの伝染力の強い疾病に対して侵入防止対策が最も重要である。そのためには、農場や地域におけるバイオセキュリティの改善強化が必要で、これは飼養衛生管理基準にも示されている。特に地域におけるバイオセキュリティ構築には生産者組織や地域の養豚管理獣医師、行政及び関係機関との連携が重要で、関係者皆が意識を共有し横並びで議論し、地域におけるバイオセキュリティのルール作りと監視体制を整備していくことが肝心である。

(3) 養豚管理獣医師の農場定期訪問システムの制度構築の必要性

養豚先進国である欧米の養豚獣医療は、民間の開業獣医師が積極的にかかわり、それを担っている。日本においても民間開業獣医師の適正な養豚獣医療への関わりとその業務の遂行が必要で、それをリードする役割として獣医師会、特にこの産業動物臨床部会があるものとする。

どの産業においても民間活力が必要であり、それが活発な分野ほど生き生きとして将来が期待されるものとする。これらを実現するためには、民間開業獣医師が養豚獣医療を養豚業界と同じ土俵の上で携わり、その責務を果たし、またその活動内容などをしっかりと行政に伝え、協議していくシステム作りが必須となる。それには、定期訪問システムとその報告を農場及び管轄行政に行い、農場とその地域で起こっている事例を行政と共有できるシステムを構築することが必要である。当然のことながら、その活動に対して養豚業界からも行政サイドからも報酬が受けられるようにする必要がある。

このシステムは養豚先進国のデンマークで行われており、このシステムの確立によって、養豚農場と養豚管理獣医師、行政機関との連携と情報共有がなされ、これが安全・安心な豚肉生産体制につながることになる。

(4) 健全な動物用医薬品流通体制の構築

現状の薬剤流通は、それに必要な養豚管理獣医師の診断や適正使用への指導などより行われるべきだが、現実には生産現場や製薬関係者がリードする形での流通が多くみられている。また、その流通に関与している獣医師が存在していることも事実である。

これらの改善は行政に委ねるだけではなく、獣医師会がしっかりとリードすることが必要だと考える。この改善には(3)の定期訪問システムを構築する

ことと並行して行い、生産農場の生産性向上と消費者への安全・安心な豚肉製品の供給を目指していくべきである。

(5) 農場 HACCP に関わり、指導や認証のための審査に携わる。

現在の我が国の養豚情勢は、飼料価格の高騰と豚価の低迷で非常に厳しい状況である。環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) によって豚肉輸入が増大すれば、国内養豚はより厳しい状況に陥ることだろう。国内養豚の存続のために、農場 HACCP に取り組んでいくことで、より安全で安心な豚肉製品を消費者に供給していくことに繋げていこうとしている生産農場が出てきている。

これらに応えるためにも養豚管理獣医師は農場 HACCP を学び、農場への指導を的確に行っていくことが必要である。また、HACCP のメリットや導入の仕方などを生産農場に積極的に進めていくことも重要な仕事である。生産農場での指導は獣医師が最も適しており、特に危害要因として考えられる注射針や薬剤の適正使用などは獣医師が管理、監督、指導していくべきであろう。

一方では、すでに取り組んでいる農場の認証のための審査員の資格を持つことも重要で、その審査においてリーダーである主任審査員は獣医師が担うことになっている。

これらに養豚管理獣医師は積極的に関わっていくことが求められている。

(6) 消費者への安全、安心な豚肉製品供給のために抗菌剤の使用削減を目指す

人の医療現場では抗菌剤の薬剤耐性が問題となっている。この原因として動物薬に由来している可能性が指摘されており、特に使用量が多い養豚生産現場への風当たりは強い。古くから使われてきているテトラサイクリン系やペニシリン系の薬剤は現在でも多く使用されているが、近年に使用されるようになったフルオロキノロン系抗菌剤や、最も新しく発売されたマクロライド系抗菌剤は、2次選択薬として位置づけられている。

これらの薬剤の使用に関しては養豚管理獣医師がしっかりと関与していくべきで、農場の安易な要求に応じて流通されることがないように監視すべきである。これらの薬剤に関しては、現在の指示書による流通ではなく、直接獣医師からの処方、供給体制を考えていくことが必要ではないだろうか。

一方、消費者は抗菌剤の使用を好まない傾向が強くなり、養豚生産現場での適正使用はもちろんだが、より使用量を削減していく方策が求められ

ている。これには飼養管理システムの改善やワクチン開発の進展などが必要となる。

そのような中で、新生豚から出荷までの間、飼料中を含め抗菌剤を使用しない豚肉生産を実施している農場がある。少数であるが、現実に差別化豚肉として認められている農場もある。このような農場にも養豚管理獣医師はしっかりと関与して、消費者に好まれる養豚生産農場の構築に深く関与していくべきだと考える。

(7) 養豚管理獣医師を目指す獣医師の育成

養豚管理獣医師の後継者となる若手獣医師や獣医系大学の学生への研修にも力を注いでいくべきだと考える。農林水産省の事業でこれらの現場研修が行われているが、参加希望者も多く今後も積極的に取り組んでいきたい。ただ、養豚管理獣医師を生業として行くために、前述の定期訪問システム構築が必要で、それによって養豚業界の中においても社会的にもしっかりとした位置を確保していくことが、後継者の育成にはもっとも重要だと考えている。

産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会委員

委員長 (部会長)	麻生 哲	公益社団法人日本獣医師理事 (産業動物臨床担当)
副委員長 (副部会長)	横尾 彰	公益社団法人日本獣医師会理事 (家畜共済担当)
	一澤 正	公益社団法人茨城県獣医師会理事 (茨城県農業共済組合連合会家畜診療センター所長)
	一明 秀一	公益社団法人石川県獣医師会 (石川県農業共済組合連合会家畜園芸課課長補佐)
	大塚 浩	熊本県獣医師会産業動物部会長 (おおつか動物病院代表取締役)
	酒井 淳一	公益社団法人山形県獣医師会 (山形県農業共済組合連合会参事)
	坂井 利夫	鶏病研究会理事 (坂井利夫家禽・家畜診療所代表取締役)
	志賀 明	一般社団法人日本養豚開業獣医師協会理事 (シガスワインクリニック代表取締役)
	菅澤 勝則	公益社団法人千葉県獣医師会副会長 (千葉県農業共済組合連合会家畜部長)
	鈴木 博	公益社団法人東京都獣医師会 (東京都家畜保健衛生所主任)
	千頭 幹男	公益社団法人高知県獣医師会 (高知県中央家畜保健衛生所嶺北支所専門員)
	濱名 張彦	公益社団法人北海道獣医師会事務局長
	森下 政憲	公益社団法人広島県獣医師会